

立帝 昭和 年 月 日
決裁 昭和 年 月 日

爵位課長

宗祿家統裁



陸軍主計大尉字田和夫外四十九名叙
位取消並びに叙位日附變更の件

昭和四年七月

宮内省

立東能並心二除立日所變更の件
型軍主信大塚宅田味夫代四十人除

宗廟祭饗



夫除昭味 平月日
立者昭味 平月日

後外除

宮内省

三月十七日



陸軍主計大尉宇田和夫外四十九名敘
位取消並公に敘位日附變更の件

右謹テ裁可ヲ仰ク

昭和二十二年四月十七日

内閣總理大臣 吉田

茂



閣位第五八六號

案	起
昭和三十三年四月	日
決定	昭和三十三年四月十七日
昭和	年 月 日

内閣總理大臣

内閣書記官長

内閣事務



陸軍主計大尉宇田和夫外四十九名はさきに叙位發令になりましたが
この度別紙記載の事實が判明致しましたので今更恐縮の次第でありま
すが叙位取消並びに叙位日附變更を上奏することに致したいと思います
す

内閣

昭和十年八月一日 昭和九年七月十七日

陸軍主計大尉從二位宇田

和夫

右の者は頭書の通り官等相考位として叙位宣下になりまし衆
衆令前既に戦歿して居たことが今度判明致しまたその官取
消の上は特に叙位も御取消下さる様上申致します

昭和三十七年七月十五日
陸軍技術大尉 佐野村、武司
右の者は頭書の通り官等相当位として叙位宣下になりましたが
発令前既に戦死して居たことが今度判明しましたので任官取消
の上は特に叙位も御取消下さる様上申致します。

昭和三十七年七月十五日
陸軍技術大尉 佐野村、武司

陸軍技術大尉 佐野村、武司

乙子年八月一日 陸軍少佐正七位 佐藤恒哉
 同 陸軍少佐同 佐藤留吉
 同 陸軍少佐同 伊藤邦之助
 同 陸軍少佐同 難波喜太郎
 同 陸軍少佐同 四元重雄
 同 陸軍少佐同 武司勇
 同 陸軍少佐同 田島實

昭和九年八月一日 陸軍少佐正七位 佐藤恒哉
 同 陸軍少佐同 佐藤留吉
 同 陸軍少佐同 伊藤邦之助
 同 陸軍少佐同 難波喜太郎
 同 陸軍少佐同 四元重雄
 同 陸軍少佐同 武司勇
 同 陸軍少佐同 田島實

昭和九年八月一日 陸軍少佐正七位 佐藤恒哉
 同 陸軍少佐同 佐藤留吉
 同 陸軍少佐同 伊藤邦之助
 同 陸軍少佐同 難波喜太郎
 同 陸軍少佐同 四元重雄
 同 陸軍少佐同 武司勇
 同 陸軍少佐同 田島實

昭和九年八月一日 陸軍少佐正七位 佐藤恒哉
 同 陸軍少佐同 佐藤留吉
 同 陸軍少佐同 伊藤邦之助
 同 陸軍少佐同 難波喜太郎
 同 陸軍少佐同 四元重雄
 同 陸軍少佐同 武司勇
 同 陸軍少佐同 田島實

右の者は頭書の通り官等相当位として叙任宣下になりましたが、
 令前既と戦死して居たことが今度判明しましたので、
 叙任も御取消下さる様と申致します。

[illegible]

五八九

昭和二十年九月一日
海軍中尉 正八位 鈴木千之

軍

年二月二十五日、國海軍少尉は同年六月十三日、鈴木
 海軍中尉は同年八月十四日孰も戦死したことが判明しま
 したので眞に恐れ入りますが本級位をお取消願います。

大正五十九
 五九〇

昭和二十年九月十五日 叙 從七位 海軍軍醫中尉 正八位 吉村 健	昭和二十年九月十五日 叙 從七位 海軍軍醫中尉 正八位 中山 弘	昭和二十年九月十五日 叙 從七位 海軍軍醫中尉 正八位 片山 喜榮	昭和二十年九月十五日 叙 從七位 海軍軍醫中尉 正八位 坂野 壽一	昭和二十年九月六日 叙 正六位 海軍軍醫中佐 從六位 石井 清
--	--	---	---	---

昭和二十年九月十五日 叙正七位 海軍軍醫大尉 從七位 野口 茂

同 同 同 田中 弘

同 同 同 久留島 修

叙同 從七位 海軍軍醫中尉 正八位 神山 高峯

同 同 同 栗原 庄一

同 同 同 武田 尚

昭和二十年九月十五日 叙從七位 海軍軍醫中尉 正八位 齋藤 義治

昭和二十年九月六日 叙從六位 海軍軍醫少佐 正七位 室野 金次郎

昭和二十年九月十五日 叙正七位 海軍軍醫大尉 從七位 中尾 龍藏

同 同 同 沼尻 久喜

同 同 同 松尾 嘉實

昭和二十年九月六日 叙從六位 海軍軍醫少佐 正七位 淺川 文一

昭和二十年九月十五日 叙從七位 海軍軍醫中尉 正八位 井村 壽彦

昭和二十年九月十五日 叙正七位 海軍軍醫大尉 從七位 竹本 三郎

昭和二十年九月十五日 叙正七位 海軍齒科醫大尉 從七位 三輪 董

昭和二十年九月六日	海軍軍醫少佐	正七位	田村育三
昭和二十年九月十五日	海軍軍醫大尉	從七位	岡本米藏

昭和二十年九月十五日	海軍軍醫大尉	從七位	古賀登士郎
------------	--------	-----	-------

右者各頭書の通り叙位發令されましたが、孰も別紙記載の通り戦死したことが判明致しましたので、眞に懇れ入ります。が本叙位をお取消願います。

(別紙)

昭和十九年七月八日	サイバン	海軍軍醫中尉	吉村健
同九月十四日	比島南方海面	同	中山弘
同十一月二十四日	比島東方海面	同	片山喜榮
昭和二十年二月二十四日	同	同	坂野壽一
同四月二十四日	同	海軍軍醫中佐	石井清
同	同	海軍軍醫大尉	野口茂
同	同	同	田中弘
同	同	同	久留島修
同	同	海軍軍醫中尉	神山高峯

昭和二十年九月十五日 海軍中尉 正八位 平本 案一 登

昭和二十年九月十五日 海軍中尉 正八位 渡邊 晴郎

右者各頭書の通り叙位發令になりましたが、平本海軍中尉は昭和二十年二月二十三日、渡邊海軍中尉は同年六月十二日孰も戦死したことが判明致しましたので眞に恐れますが、本叙位をお取消願います。

昭和二十年九月六日 海軍主計少佐 正七位 佐藤 正 雄

右者頭書の通り叙位發令されましたが、昭和二十年八月六日戦死したことが判明致しましたので、眞に恐れ入りますが、本叙位をお取消願います。

昭和二十年三月十七日
敍 從 七 位

海軍中尉

正八位

鬼

海

正

雄

右者頭書の通り敍位發令になりましたが、今般生存しあ
ることが判明致しましたので、眞に恐れ入りますが本敍
位をお取消願います。

五九四

昭和十九年八月十日 海軍主計少佐 正七位 高橋 不二雄
叙 從 六位

同 同 堤 和 久

右者各頭書の通り叙位發令になりましたが、昭和十九年
七月二十七日孰も戦死したことが、判明しましたので眞
に恐れ入りますがその叙位の日附を戦死の日に更正のこ
とにお願い致します。

海軍

五九五

昭和二十年六月三十日
敍 從 七 位

海軍中尉

澤 田 義 治

右者頭書の通り敍位發令になりましたが、今般昭和二十年八月十日戦死したことが判明致しましたので、眞に恐れ入りますがその敍位の曰附を戦死の曰に更正のことに
お願い致します。

海

軍

大正五十九

昭和十九年八月十日
叙 從 六 位
海軍技術少佐 正七位 宮 本 藤 正

昭和十九年七月八日
叙 從 六 位
海軍技術少佐 正七位 宮 崎 盛 治

叙 同
正 七 位
海軍技術大尉 從七位 森 山 鐵 二

叙 同
從 七 位
海軍技術中尉 正八位 石 川 光 弘

叙 同
正 七 位
海軍技術大尉 從七位 齋 藤 佐 衛

昭和十九年八月十日
叙 從 六 位
海軍技術少佐 正七位 立 川 春 雄

叙 同
正 七 位
海軍技術大尉 從七位 兵 藤 喜 浩

右者各頭書の通り叙位發令になりましたが、宮本、宮崎
海軍技術少佐は昭和十九年六月二十七日、森山海軍技術
大尉は同年七月二日、石川海軍技術中尉は同年七月五日
、齋藤海軍技術大尉は同年七月七日、立川海軍技術少佐
は同年八月二十日、兵藤海軍技術大尉は同年九月二十二
日孰も戦死したことが判明致しましたので、眞に熟れ入
りますが、その叙位の日附を戦死の日に更正のことにお
願ひ致します。

昭和二十二年四月七日

復員局第二復員局人事部長

内閣官房人事課長殿

叙位取消について照會

四月七日復二秘人第四八號叙位取消について申渡された左記の者は、各頭
書の通り今次戦争作戦従事中孰も戦死した者であるが、通信連絡遅延のため
戦死報告叙位發令後となつたので、本叙位を取消されるよう取計われたい。

記

昭和十九年十月二十六日 比島方面 戦死 海軍少佐 久保 精三
(昭和十九年十一月二十日進達海軍秘人第二五五二號海軍中佐篠田良知以下百三十七名中五枚目表)

昭和二十年二月二十五日 同 海軍中尉 江口 正 男
(昭和二十一年八月二十日進達復二秘人第三六三號海軍大尉鈴木榮一外一千二百八十一名中十七枚目裏)

昭和二十年六月十三日 沖繩方面 同 海軍少尉 國 幸 敬
(昭和二十一年七月十日進達復二秘人第九九號海軍少尉市川周二郎外二千九百二十八名中七十九枚目表)

昭和二十一年八月二十日進運便一他人第三六三號福多不勝鈴木菜一外一千二百八十一名中十七名
目夜

昭和二十二年四月九日

復員廳第二復員局人事部長

内閣官房人事課長殿



敍位取消について照會

四月九日復二秘人第四三一號敍位取消について申牒された左記の

者は、各頭書の通り今次戦争作戦從事中孰も戦死したものであるが、
通信連絡遅延のため戦死報告敍位發令後となつたので、その敍位を取
計われない。

記

昭和十九年七月八日 サイパン 戦死 海軍軍醫中尉 吉村 健
(昭和二十年八月三十一日進達海秘人第二三七二號海軍軍醫大尉佐藤隆典外八百五拾三名中 三十八枚目表)

昭和十九年九月十四日 比島南方海面 同 同 中 山 三十三枚目裏 弘

昭和十九年十一月二十四日 比島東方海面 同 同 片 山 三十枚目裏 榮

昭和二十年四月二十四日 同 海軍軍醫中佐 石井 十五枚目事 清

昭和二十一年八月十五日進達復二秘人第三三二號海軍大佐野村 勝外一千五百二拾四名中 三枚目事 茂

昭和二十年八月三十一日進達海秘人第二三七二號海軍軍醫大尉佐藤隆典外八百五拾三名中 三枚目事 弘

同 同 同 同 田中 五枚目事

同 同 同 同 久留島 十二枚目表 修

同 同 同 同 山 高 三十枚目表 孝

同 同 同 同 武 原 庄 三十二枚目表 一

同 同 同 同 武 田 三十七枚目事 尚

昭和二十年六月一日 同 同 齋 藤 義 三十七枚目表 治

昭和二十年六月十三日 沖繩 同 海軍軍醫少佐 室 野 金 次郎

昭和二十一年一月二十五日進達二復秘人第四五八號海軍大佐石原 昌外九百二拾八名中 二十一枚目表

昭和二十年八月三十一日進達海秘人第二三七二號海軍大尉佐藤隆典外八百五拾三名中
(一枚目表)

同
(右同) 沼尻 久喜 十三枚目表

同
(右同) 松尾 嘉實 二十二枚目表

昭和二十年六月二十日 比島方面 同 海軍大佐野村 勝外一千五百二十四枚目表
(昭和二十一年八月十五日進達復二秘人第三三二號海軍大佐野村 勝外一千五百二十四枚目表)

同
(昭和二十年八月三十一日進達海秘人第二三七二號海軍大尉佐藤隆典外八百五拾三名中
(三十二枚目表)

昭和二十年六月三十日 同 海軍大尉 竹本 三郎 十一枚目表
(右同)

昭和二十年七月四日 中千島方面 同 海軍大尉 三輪 二十七枚目表
(右同)

昭和二十年七月二十日 比島方面 同 海軍大尉 田村 育三 十九枚目表
(昭和二十一年一月二十五日進達二復秘人第四五八號海軍大佐石原 昌外九百二十八枚目表)

同
(昭和二十年八月三十一日進達海秘人第二三七二號海軍大尉佐藤隆典外八百五拾三名中
(十五枚目表)

同
(昭和二十年八月三十一日進達海秘人第二三七二號海軍大尉佐藤隆典外八百五拾三名中
(十五枚目表)

昭和二十一年八月三十一日進達海軍人第二三七二號海軍軍醫大尉佐藤隆典外八百五拾三名中
二十一枚目裏

昭和二十二年四月十日

内閣官房人事課長

復員廳第二復員局人事部長

叙位取消について照會

四月十日復二秘人第四三五號叙位取消について申牒された左記の者は、各圖書の通り今次戦争作戦從事中孰も戦死した者であるが、通信連絡遅延のため戦死報告叙位發令後となつたのでその叙位を取消されるよう取計われない。

記

昭和二十年二月二十三日 比島方面 戦死 海軍中尉 平 本 案 登
(昭和二十年八月三十一日進達海秘人第二三七一號海軍大尉金子 正外八百八拾六名中九枚目表)

昭和二十年六月十二日
(右同)

南西諸島方面 戦死 海軍中尉 渡 邊

晴 郎

(二十四枚目事)

二復人扶秘第八號ノ二九二

昭和二十二年 四月 十二 日

復員廳第二復員局人事部長

内閣官房人事課長殿



叙位取消について照會

四月十二日復二秘人第**四八五**號叙位取消について申牒された左記の

者は、頭書の通り今次戦争作戦従事中戦死したものであるが、通信連絡遅延のため戦死報告叙位發令後となつたのでその叙位を取消されるよう取計ねたい。

記

昭和二十年八月六日 中國地方 戦死 海軍主計少佐 佐藤正雄

(昭和二十一年一月二十五日進達二復秘人第四五八號海軍大佐石原昌外九百二拾八名中
三十三枚目裏)

昭和二十一年四月十七日

復員局第二復員局人部部長



内閣官房人部課長殿

被位取消について照會

四月十七日復二秘人第四三三號被位取消について申渡された左記の者は、今次戦争作戦中戦死と認定され頭書の日附で被位上奏發令されたが、今般生存にあることが判明したので、前記特殊進級を取消されたから本被位を取消されるよう取計わりたい。

記

海軍中尉 鬼海正雄

(昭和二十一年二月五日進達二復秘人第五三五號)

昭和二十二年四月四日

内閣官房人事課長

復員廳第二復員局人事部長



叙位日附更正について照會

四月四日 復二秘人第三九六號 叙位日附更正について申牒された左

記の者は、各頭書の日附で戦死と認定され同日附叙位發令されたものであるが、最近現地歸還者の報告に依り別紙記載の日附で孰も戦死したことが判明したので、叙位發令日附を更正されるよう取計わりたい。

記

叙從六位

昭和十九年八月十日 戦死、海軍主計少佐 高橋 不二雄
(昭和二十年三月二十四日進達海秘人第七二一號)

橋 不二雄

同

同
(右同)

同 同

堤

和 久

同

同

同

堤

和

久

昭和二十二年四月七日

復興廳第二復興局人事部長

内閣官房人事課長殿

敍位日附更正について照會

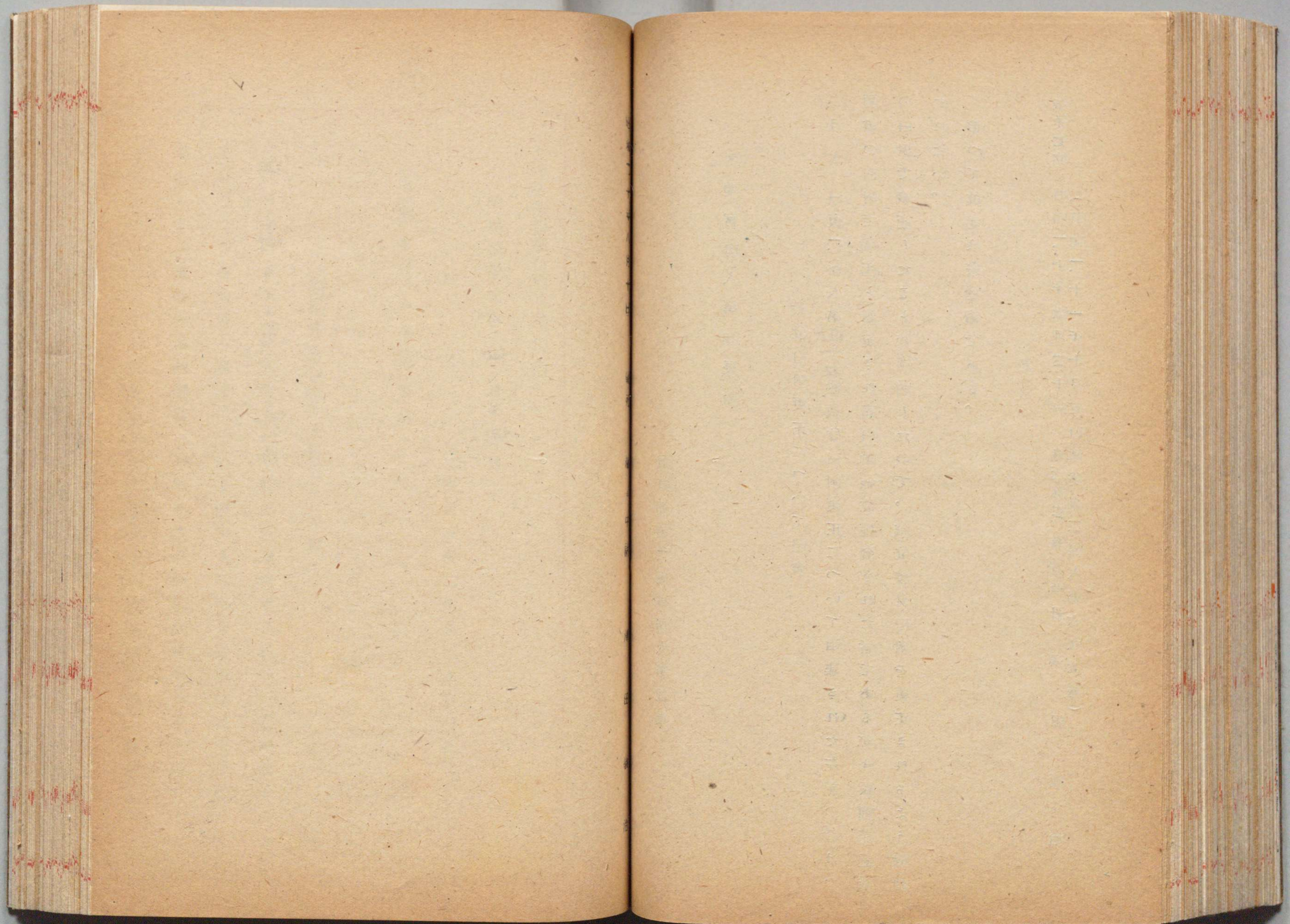
四月七日 日復二秘人第四七五號 敍位日附更正について申渡された左記の者は、
頭書の日附で戦死と認定され同日附敍位發令された者であるが今般別記記載
の日附で戦死したことが判明したので、敍位發令日附を更正されるよう取計
われない。

追つて位記は未受領である。

記

敍從七位

（昭和二十年六月三十日 戦死認定 海軍中尉 澤田 義治
昭和二十一年十月五日 進達復二秘人第六九七號）



二復人扶秘第八號ノ三〇〇

昭和二十二年 四月十四日

復員廳第二復員局人事部長

内閣官房人事課長 鈞



敍位目附更正について照會

四月十四日復二秘人第五一六號敍位目附更正について申牒された左

記の者は、各頭書の目附で戦死と認定され同日附敍位發令されたものであるが、最近現地歸還者の報告に依り別紙記載の日附で戦死したことが判明したので敍位發令日附を更正されるよう取計われない。

海

軍

記

敘從六位 昭和十九年八月十日 戰死 海軍技術少佐 宮 本 藤 正

(昭和二十年三月二十四日進達海秘人第六九八號)

同 昭和十九年七月八日 同 同 宮 崎 盛 治

(昭和十九年十月十六日進達海秘人第二二七〇號)

敘正七位 同 同 海軍技術大尉 森 山 鐵 二

(右同)

敘從七位 同 同 海軍技術中尉 石 川 光 弘

(右同)

敘正七位 同 同 海軍技術大尉 齋 藤 佐 衛

(右同)

敘從六位 昭和十九年八月十日 同 海軍技術少佐 立 川 春 雄

(昭和二十年三月二十四日進達海秘人第六九八號)

敘正七位 同 同 海軍技術大尉 兵 藤 喜 造

(右同)

(別紙)

昭和十九年六月二十七日	サイパン島戦死	海軍技術少佐	宮本藤正
同	同	同	同
昭和十九年七月二日	同	海軍技術大尉	森山鐵二
昭和十九年七月五日	同	海軍技術中尉	石川光弘
昭和十九年七月七日	同	海軍技術大尉	齋藤佐衛
昭和十九年八月二十日	グアム島戦死	海軍技術少佐	立川春雄
昭和十九年九月二十二日	同	海軍技術大尉	兵藤喜造

復業位第三八號

昭和二十二年四月 日

復員廳總裁男爵幣原喜重郎
内閣總理大臣 吉田 茂 殿



陸軍主計大尉宇田和夫敘位取消の件上申

官報不登載

予被不登殿

編纂所大尉吉田茂殿被不登殿の件上由

内閣総務大臣吉田茂殿

復員廳總裁兼男爵華原喜重郎

昭和二十二年四月 日

復員廳第三九一號

復員廳第三九一號

昭和二十二年四月 日

復員廳總裁兼男爵華原喜重郎

内閣総務大臣吉田茂殿

陸軍技術大尉野村武司被不登殿の件上由

大正十二年四月

陸軍少佐佐藤恒哉外之各叙位取消ノ件上由

内閣總理大臣 吉田茂 殿

復員廳總裁 男爵 幣原 喜重郎

昭和二十二年四月 日

復員廳第三三六號

復員廳第三三六號

昭和二十二年四月 日

復員廳總裁 男爵 幣原 喜重郎

内閣總理大臣 吉田茂 殿

陸軍少佐佐藤恒哉外之各叙位取消ノ件上由

海軍少佐久保精三外三名の被取消について別紙の通り
申添する。

昭和二十二年四月七日

復二秘人第四〇八號

内閣總理大臣 吉田 茂 殿

復員總裁 男爵 幣 原 喜 重 郎

海軍



復二秘人第 四三一 號

昭和二十二年 四月 九 日

復員廳總裁 男爵 幣 原 喜 重 郎



内閣總理大臣 吉 田 茂 殿

海軍軍醫中尉吉村 健外二十一名の敘位取消について別紙の通り申渡す。

海

軍

復二秘人第四三九 號

昭和二十二年 四月十日

復員廳總裁 男爵 幣 原 喜重郎



内閣總理大臣 吉 田 茂 殿

海軍中尉平本案登外一名の敘位取消について別紙の通り
申渡す。

海軍

復二秘人第 四八五 號

昭和二十二年 四月 十二 日

復員廳總裁 長男 幣 原 喜 重



内閣總理大臣 吉 田 茂 殿

海軍主計少佐佐藤正雄の叙位取消について別紙の通り申
牒する。

海軍

復二極人第 四二三 號

昭和二十二年四月 七日

復員總總裁 男爵 幣 原 喜重郎

内閣總理大臣 吉 田 茂 殿

海軍中尉 堀 正雄の紙位取消について別紙の通り申添する。



不
得
入
内

復二秘人第 三九六 號

昭和二十二年 四月 四 日

復員廳總裁 男爵 幣 原 喜重郎



内閣總理大臣 吉 田 茂 殿

海軍主計少佐高橋不二雄外一名の叙位日附更正について
別紙の通り申渡す。

海

軍

不官
登報

復二秘人第 四二五 號

昭和二十二年四月七日

復目廳總裁 男爵 幣 原 喜重郎

内閣總理大臣 吉 田 茂 殿

海軍中尉澤田義治の敘位日附更正について別紙の通り申
牒する。

海軍

復二秘人第 五一六 號

昭和二十二年 四月十四日

復員廳總裁 男爵 幣原 喜重郎



内閣總理大臣 吉田 茂 殿

海軍技術少佐宮本藤正外六名の叙位日附更正について別紙の通り申牒する。

海軍少尉関寛外二百七十五名叙位取
消並べに叙位日附變更の件

宗秩家總裁



立帝昭和年月日
決裁昭和年月日

爵位録

昭和三年四月十九日
皇帳記
官報載

宮内省